



さいたま市若年がん患者 ターミナルケア 在宅療養生活支援事業

さいたま市では、若年の末期がん患者の方が住み慣れた自宅で安心して自分らしい生活が過ごせるよう在宅サービス利用料の一部を補助します。

対象者

■ 以下の要件の全てに該当する方が対象となります。

- ① 20歳(※)以上40歳未満のさいたま市民の方
※小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の方を含みます。
- ② 末期がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ③ 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない方



対象サービス

- 訪問介護
 - ・身体介護 ・生活援助 ・通院等乗降介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸与
 - ・車いす（付属品含む）・特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具・体位変換器
 - ・手すり（工事を伴わないもの）・スロープ（工事を伴わないもの）・歩行補助つえ
 - ・歩行器・移動用リフト（つり具部分を除く）・自動排泄処理装置
- 福祉用具の購入
 - ・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽
 - ・移動用リフトのつり具の部分



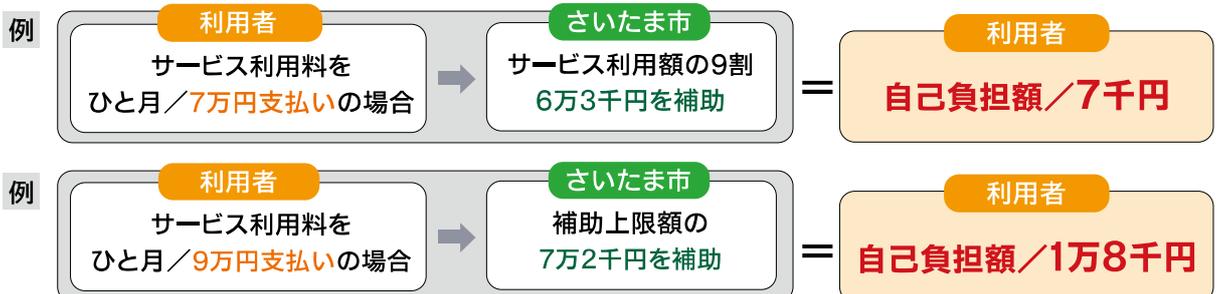
補助金額

■ 対象サービス利用料、購入費の9割（1円未満切捨て、上限額は次のとおり）

- 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与を合わせて 月額 **72,000円**
- 福祉用具購入 1人あたり**90,000円**

※このほか、申請に必要な意見書作成料を補助します。（上限額 4,000円）

※まず利用者がサービス利用料等の全額を事業者へ支払い、その後市が利用者へ補助金を支払います。



【申請の流れについては裏面へ】

申請の流れ



1 利用申請

以下を保健衛生総務課へご提出ください（郵送可）。

- ①さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書（様式1）
- ②意見書（さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業）（様式2）
※意見書作成料を請求する場合は、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業交付申請兼請求書（様式7）に領収書（原本）を添えてご提出ください。
※この他、申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し利用を決定すると、市から決定通知書を郵送でお送りします。

3 サービスの利用

利用決定後、サービス提供事業者等と契約を行い、利用を開始してください。

4 サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

5 サービス利用料の請求

以下を保健衛生総務課へご提出ください（郵送可）。

- ①さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業交付申請兼請求書（様式7）
- ②サービス提供事業者等が発行する領収書（原本）
- ③サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書
※4月から翌年3月のサービス利用料は同年度内（3月中）に請求してください。
請求が遅れる場合は、保健衛生総務課まで事前にご連絡ください。

6 請求者への支払い

請求内容を審査し適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

記入する書類は、さいたま市役所2階保健衛生総務課で配布しています。
又、市ホームページからダウンロードすることもできます。
さいたま市HPから『若年がん』で検索
<https://www.city.saitama.jp/002/001/011/001/p087712.html>



お問い合わせは

さいたま市 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048-829-1294 FAX：048-829-1967

